産大法学　41巻１号（2007. 7）

資　　　　料

米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧　2006年版』（２）

岩　本　誠　吾

第１章・武力行使の法的根拠
第２章・戦争法（Ⅰ～Ⅸ）　　（以上40巻３・４号）
　　　　　　　（Ⅹ～）　　　（以下本号）

X.　砲爆撃、強襲並びに保護地域及び保護財産

A．軍事目標

軍事目標（military objectives）とは、第１追加議定書に次のように定義されている。「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」（第１追加議定書第52条２項）。

１．国家実行によれば、以下の一般的な分類が軍事目標として識別されている。

a．軍用設備、軍事要員、軍部隊及び軍事基地

b．指揮及び統制

c．経済関連　（1）発電所
　　　　　　　（2）戦争支援の製造 / 輸出 / 輸入の産業
　　　　　　　（3）設備 / 兵站連絡線（LOC）/ 燃料油脂類（POL）の輸送

d．地理関連

２．軍事要員、軍用設備、軍部隊及び軍事基地は、常に軍事目標である。明確には軍事的ではない他の対象物は、上記の定義に釣り合った時に軍事目標となる。

a．解説　「軍事目標」とは、「合法的な標的（lawful target）」と条約上同義語である。その定義は、軍事的必要性が存在する場合に、ある対象物を押収又は攻撃することが可能な合法的な標的としてみなすための客観的で単純な基準を設定している。

b．軍事目標とみなすことができる対象物の定義が重要となるのは、軍事基地、軍部隊、軍用設備及び軍隊以外の対象物に関する場合だけである。軍事基地などのそれぞれは、いつでも、どこに位置しようとも、合法的な標的として攻撃可能である。しかも、問題の対象物が軍事目標であるか否かを決定するために本項で記述された諸要素を考慮する必要がない。

c．伝統的な軍事目標のリストに見られるように、軍事目標は、軍事基地、軍隊又は軍用設備に限定されず、戦争を遂行する敵対国の能力に貢献する他の対象物を含む。そのことは、戦争法によって明確に禁止されていない「戦争の終結を確保するために不可欠な措置」をとることが指揮官には戦争法上許されるという「リーバー・コード」に含まれた記述を変更するものではない。これは、敵対する国家及びその軍隊が戦争を遂行することを可能とする敵軍隊又はその他の軍事目標への意図的な攻撃を通じて達成することができる。

d．「軍事標的（military target）」という用語は、極めて限定的で冗長的で、使用すべきではない。対照的に、「民用物（civilian object）」が軍事目標でない物を表し、それ故、意図的な攻撃から免除される限りにおいて、「民間標的（civilian target）」は撞着語法である。「民間標的」は、不適切であり、使用すべきでない。民用物を押収又は破壊する軍事的必要性が存在する場合、すなわちその破壊又は押収が上記A項に含まれる定義に設定された基準を満たすならば、対象物は民用物であることを止めて、軍事目標となっている。

3．解釈　「軍事目標」の定義には、解説が必要な多様な要素が含まれている。

a．目標が敵の軍隊や軍用設備でない場合に、定義の後半部分は前半部分を限定する。両方とも、通常は民用物である対象物が軍事目標とみな

すことが可能となる以前に適用されなければならない。当該条項は意図的な攻撃しか取り扱っておらず、民用物に近接する軍事目標の合法的な攻撃の巻き添えによる民用物への附随的損害を取り扱っていない。

b．民用物への付随的損害又は敵対行為に直接参加していない文民への付随的危害を引き起こすことがある軍事目標への攻撃は、禁止されていない。

c．「性質」は、対象物の型に関連する。その性質が軍事活動に効果的に資する敵の軍事目標の具体例として、戦闘員、装甲戦闘車輌、兵器、要塞、戦闘航空機及びヘリコプタ、弾薬・燃料補給所、軍事輸送手段、指揮統制センター又は通信局など。

d．「位置」は、軍事的に重要な地域を含む。というのも、当該地域を敵から奪取し敵の侵入を拒絶しなければならないか、又は敵をそこから退却させなければならないからである。その位置が軍事活動に効果的に資する敵の軍事目標の具体例として、敵の編隊が通過しなければならない狭隘な山道、敵の補給幹線（MSR）が横断する橋、敵の援軍が通過する幹線道路の交差点など。市町村は、そこに軍事目標がなくても、例えば死活的な兵站連絡線を保護するため、又は他の正当な軍事的理由のために、占拠の必要性がある場合に、軍事目標となることがある。

e．「用途」は、将来の意図的な又は可能な使用を意味する。その用途が軍事活動に効果的に資する敵の軍事目標の具体例として、A 地点から B 地点に兵士を移動させるために前線に輸送されている民間のバス又はトラック、軍用のボールベアリングを製造している工場。用途の基準は、意図され、疑われ、又は可能とされた将来の対象物の使用に関連する。民間空港のような民用物の潜在的な二重使用の場合でも、それも軍事目標となるのは、その将来において意図され又は潜在的な軍事的使用のためである。

f．「使用」は、対象物が現在どのように使用されているかに関連する。使用が軍事活動に効果的に資する敵の軍事目標の具体例として、学校に位置する敵の本部、住宅に位置する敵の補給集積所、敵軍隊の宿舎とし

て使用されているホテル。

4．ある対象物と敵の戦闘活動又は戦争支援活動との関連性は、直接的であったり、間接的であったり、又は別々であったりする。ある対象物を軍事目標と分類し、そしてその攻撃のために資源を配分する決定は、敵国の戦闘活動又は戦争支援活動（より直接的な関連性に転換される能力を含めて）に対するその価値に依存し、その公然若しくは現在の関連性又は使用だけに依存するのではない。

5．「性質、位置、用途又は使用」という用語は、解釈の幅広い裁量を許すけれども、「効果的に軍事活動に資する」という定義において後で記述されている制限、及びその押収又は破壊を通じての「明確な軍事的利益」の提供を条件としている。「効果的に資する」と「軍事的利益」との間に地理的関連性が存在する必要はない。敵の後背地にある軍事目標への攻撃又は「接触地帯」としての軍事作戦領域からの牽制攻撃は、合法である。

6．「軍事活動」は、用語の通常の意味において使用され、限定的又は特殊な軍事作戦を包含する意図はない。

7．「その時点における状況において」という語句は、重要である。例えば、敵の軍隊が、そうでなければ学校、小売店又は博物館のような民用物としてみなされる建物に陣取っている場合に、当該建物は軍事目標となっている。その時点における状況、すなわち建物の軍事的利用によって、その攻撃が明確な軍事的利益をもたらす場合に、その攻撃が許される。敵の軍隊がその建物を放棄すれば、状況の変更により、軍事目標としてそれを取り扱うことは不可能となる。

B．警告の要件

ハーグ規則第26条。砲爆撃の前に警告する一般的な要件は、文民が存在する場合にしか適用しない。例外は、強襲（奇襲が中心的要素である攻撃）の場合である。警告は、攻撃の時刻及び位置について明確である必要はなく、一般的で、放送又はチラシにより流布させることができる。

C．防守地域（defended places）

（M27-10, paras. 39 & 40, change 1)。一般規則として、敵が防御することを選択した場所は、攻撃の対象とされる。防守地域には、次のものが含まれる。要塞又は要塞化された地域、戦闘部隊が占拠しているか又は軍隊が通過している地域、及び都市が防御陣地と不可分である状況において防御陣地によって取り囲まれている当該都市。

D．無防守地域（undefended places）

防守されない都市若しくは村落への攻撃又は砲爆撃は、禁止される（ハーグ規則第25条)。

1．以下の基準が満たされた場合に、居住地域は無防守地域（及び占領に開放された）と宣言することができる。

a．すべての戦闘員が撤退し、移動可能な軍用設備が撤去されていること

b．固定された軍事施設の敵対的な使用が行われていないこと

c．当局又は住民により敵対行為が行われないこと

d．軍事作戦を支援する活動が行われないこと（敵の衛生部隊、敵の傷病兵及び敵の警察軍の駐留は認められている)。(FM27-10, para. 39b, change 1.)

2．ハーグ規則第25条では、攻撃から保護されるものとして防守されない「住宅又は建物」も含まれているけれども、その用語は、意図的な砲爆撃の文脈で使用された。上記の軍事目標の定義からして、そのような建造物は民用物であり、意図的な攻撃から免除されるであろう。但し、（ａ）それらが敵によって軍事目的に使用されていないか、（ｂ）その破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらさない場合である。例えば、家屋又はその他の建造物が防守されていないとしても、敵の前進を妨害するために道路上に倒壊するようにそれを破壊することがあるかもしれない。

3．無防守地域としての保護を獲得するために、都市は敵の地上軍によ

る物理的な占領に開放していなければならない。

E．保護地域

病院・安全地帯は、傷病者又は文民の保護のために設置することができる（傷病兵保護条約第23条、文民条約第14条）。そのような病院・安全地帯は、紛争当事者の合意を必要とする。1954年のハーグ文化財保護条約第８条及び第11条は、若干の文化地区を「特別保護文化財国際登録簿」において指定することができると規定する。ヴァチカンはその資格があり、「特別保護地区」として登録されている。特別保護の地位は、例えば、軍事要員又は軍事物資の移動や通過さえも、文化財又はその直近の領域を軍事的に利用させないことへの厳格な執着が必要とされる。

F．保護される個人と財産

１．文民　個々の文民、文民たる住民それ自体及び民用物は、意図的な攻撃から保護される（FM27-10, para. 246、第１追加議定書第51条２項）。民間財産の推定は、軍事目標と対照的に、伝統的に民間使用に関連する対象物（住宅、学校など）に働く（第１追加議定書第52条３項）。軍事目標の中に文民が存在していても、軍事目標としてのその地位が変更されることはない。

２．衛生部隊及び衛生施設（病院）の保護　（FM27-10, paras. 257 and 258、傷病兵保護条約第19条）。固定施設又は移動衛生部隊は、尊重され、保護されなければならない。それらは、意図的に攻撃されてはならない。それらが「敵に対して有害な行為」を行うために使用されない限り、保護は終了しない。個人が「敵に対して有害な行為」を行っている病院を攻撃する前には、警告が必要である。病院は、攻撃前に警告に従う合理的時間が与えられる。病院から発砲を受けた場合、自衛により発砲し返す前に警告する義務はない。例えば、グレナダのリッチモンド・ヒルズ病院。

３．軍隊の捕獲された衛生施設及び衛生補給品　（FM27-10, para. 234）。捕獲者は、緊急に軍事上必要とされる場合、固定施設を衛生看護

以外のために、使用することができる。但し、そこにいる傷病者のために適切な取極がなされなければならない。捕獲者は、移動衛生施設を維持することができる。但し、それらが傷病者の看護のために留保されていなければならない。衛生補給品を破壊することはできない。

4．衛生輸送手段　傷病者の輸送手段又は衛生装備品は、攻撃してはならない（傷病兵保護条約第35条）。1949年のジュネーヴ諸条約では、衛生航空機が直接的な攻撃から保護されるのは、それらが路線、時刻及び高度に関する当事者間の事前の合意に従って飛行している場合だけである。第１追加議定書は、敵当事者への通報を奨励しているけれども、友軍が支配している区域の上空を飛行する医療用航空機[(1)]に対する保護を規定している（第１追加議定書第25条）。「接触地帯」では、事前の合意によってのみ保護が達成できる。しかしながら、医療用航空機は、「医療用航空機であると識別された後は尊重される」（第１追加議定書第26条、米国はこれを慣習国際法とみなす）。敵対する当事者が支配している区域における医療用航空機は、保護されるためには、事前の合意を得ていなければならない（第１追加議定書第27条）。

5．文化財　文化財は、軍事目的に使用されない限り、又は別の方法で軍事目標とみなされない限り、意図的な攻撃から保護される。1954年のハーグ文化財保護条約は、他の条約（ハーグ規則第27条）に見られる文化財に付与される保護を詳細に述べ、ほんの少し修正しているが、拡大していない。米国による批准は、上院による助言と同意を待っているところである。文化財には、宗教、芸術の用に供された建物、及び歴史的記念建造物が含まれる。誤用すれば、それらは攻撃の対象となる。敵は、当該建物の存在を視覚的な特殊標章で指示する義務を有するけれども、表示要件に対する国家の実施度は、限られている。米国の実行は、それらの攻撃又はそれらへの損害を回避するために、当該対象物を識別するための情報収集に依拠することになっている。

G．危険な威力を内蔵する工作物及び施設

（第１追加議定書第56条及び第２追加議定書第15条）。当該規則は、米国法ではないけれども、第１及び第２追加議定書が国際的に広く受容されていることから、考慮すべきである。当該議定書では、ダム、堤防及び原子力発電所は、たとえ軍事目標であったとしても、その攻撃が危険な威力の放出を引き起こし、文民たる住民の間に「重大な損失」を引き起こす時には、攻撃されてはならない。近くにこれら潜在的に危険な威力がある軍事目標も、その攻撃が威力の放出を引き起こすことがある場合には、攻撃から免除される（当事者は、またそのような位置の近くに軍事目標を設置しない義務がある）。危険な威力を内蔵する工作物及び施設は、それらが軍事作戦に「重要でかつ直接の支援」を提供しており、攻撃がその支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合にのみ、攻撃が許される。

H．文民たる住民の生存に不可欠な物

第１追加議定書第54条は、戦闘の方法として飢餓状態にすることを禁止する。食糧、作物、家畜、飲料水の施設及び灌漑設備などの文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。

I．保護標章

（FM27-10, para.238）。標章を表示する対象物及び要員は、諸条約の下で保護を受けると推定される（傷病兵保護条約第38条）。

1．衛生・宗教標章　赤十字、赤新月、赤の獅子と太陽、ダビデの赤星（1949年のジュネーヴ諸条約では言及されていないが、実行上保護されている）。

2．文化財標章　「一角がその楯の先端を形成する生青色の正方形、その正方形の上方の生青色の三角形及び両側にある一個ずつの白色の三角形からなっている楯」（1954年の文化財保護条約第16条及び第17条）。

3．危険な威力を内蔵する工作物及び施設　一列に並べられた同一の大

きさの三個の明るいオレンジ色の円からなるものとし、それぞれの円の間隔は、一半径とする（第１追加議定書　附属書Ｉ第16条[2]）。

訳者注

（１）　medical aircraft の日本語公定訳は、1949年の傷病者保護条約では「衛生航空機」となっているけれども、1977年の第１追加議定書では「医療用航空機」とされている。

（２）　第１追加議定書第56条７項において、危険な威力を内蔵する工作物を識別するための標章を「付属書Ｉ第16条」に規定されているとある。しかし、附属書Ｉ「識別に関する規則」は、1993年11月30日に改正されたことから、現在該当する条項は、第17条となっている。

XI.　軍略と戦術

Ａ．奇計

（FM27-10, apara. 48）。正当な欺瞞（戦争法に従い、誠実な行動）により敵を害すること。奇計の具体例として、以下のものがある。

１．陸戦　偽情報の伝達による架空部隊の創設、ダミーの施設の建設、虚偽の無線放送、大規模部隊のふりをさせるための小規模部隊の利用、見せ掛けの攻撃（FM27-10, para. 51）。

ａ．1991年の湾岸戦争。連合軍、特に第18空挺団及び第７軍団は、実際に履行した「左フック」戦略と対抗するように、クウェートの靴のかかと部分付近を攻撃する予定であるとの印象を作り出すために、欺瞞行為を利用した。第18空挺団は、靴のかかと付近に数十名の兵士を配置する偽の野営地ネットワークからなる「前線作戦基地・いたち」を設置した。コンピュータに指示される携帯式無線装置を使って、偽の無線メッセージが架空の本部間に流された。加えて、スモーク・ジェネレイターやテイプレコーダに取った戦車やトラックの騒音を流すラウドスピーカーが、膨張型の高機動多目的装輪車やヘリコプタのように、使用された。Rick Atkinson, *Crusade*, 331-33（1993）.

２．敵財産の使用　敵財産は、以下の条件の下で欺くために使用することができる。

a．制服　戦闘員は敵の制服を着用することができるが、しかし、欺く意図を持って敵の制服を着用しながら戦闘することはできない。逃亡中の捕虜は、その逃亡を達成するために敵の制服又は文民の被服を着用することができる（捕虜条約第93条）。敵の制服又は文民の被服を着用して捕獲された軍事要員は、スパイとして取り扱われる危険性がある（FM27-10, para. 54, 74 ; NWP1-14M, para. 12.5.3 ; AFP 110-31, 8-6）。

b．軍旗　敵の旗の使用に関する米国の立場は、制服に関する実行と一致している。すなわち、米国は、国旗の「擅（ほしいまま）ニ使用スルコト（improper use）」（ハーグ規則第23条 f ）を、実際の戦闘中に使用されていない限り、奇計として敵の軍旗や記章の使用を許すものと解釈している（FM27-10, para. 54 ; NWP1-14M, para. 12.5）。本事項に関する第１追加議定書の立場を下記留意せよ。

c．装備　装備は、それで戦闘するためには、敵の記章すべてを取り外さなければならない。捕獲された補給品は、それが国家財産ならば、押収し使用することができる。私人の輸送手段、武器及び弾薬は、押収することができるが、しかし平時が回復されれば、還付され補償が決定されなければならない（ハーグ規則第53条）。

d．第１追加議定書　第１追加議定書第39条２項では、攻撃を行っている間、又は「軍事行動を掩護し、有利にし、保護し若しくは妨げるため」、国際武力紛争における敵の旗、標章、制服又は記章を使用することが禁止される。米国は、本条項が慣習法を反映するものであるとみなしていない。更に、本条項は、明確に海戦には適用されない（第１追加議定書第39条３項、NWP1-14M, para. 12.5.1）。

３．財産の使用　（参照、Elyce Santere, “From Confiscation to Contingency Contracting:Property Acquisition on or Near the Battlefield”, 124 *Mil. L. Rev.* 111（1989））。没収（confiscation）は、補償することなく永続的に取得することができる。押収（seizure）は、武力紛争後に支払いすることで取得するか又は返還しなければならない。徴発（requisition）は、可能な限り速やかに補償によって占領軍が私人の財産を専有することであ

る。軍用賦課金（contribution）は、占領法規の下での課税の一形態である。

B．心理作戦

心理作戦は、合法である。1991年の湾岸戦争で、米国心理作戦部隊がイラク軍に2900万以上のチラシを配布した。チラシの話題は、「抵抗の無益さ、敗北の必然性、投降、職場放棄と義務不履行、装備の放棄、サダム・フセンに対する戦争責任の非難」であった。全イラク人捕虜の98%近くがチラシを見て認識していたと推定された。88% がそのメッセージを信用したと言い、70% が、チラシが投降する決定に影響を与えたと述べた。Adolph, “PSYOP: The Gulf War Force Multiplier”, *Army Magazine* 16（December 1992）.

C．裏切り行為及び背信行為（perfidy）

それらは、戦争法の下で禁止されている（ハーグ規則第23条 b)。背信行為は、敵が戦争法に忠実であることによって敵を害する。背信行為は、すべての当事者、戦闘員及び文民の利益にかなって発展してきた保護及び相互的な制約を崩壊させる。実際、敵が軍事的利益を得るために戦争法上の保護への要求を濫用していると戦闘員が経験により信じ、又は疑うようになった場合、戦闘員は、保護される要員及び物を尊重することが困難であると判断する（FM27-10, para. 50)。

1．ふりをすること及び誤用　ふりをすることと誤用は区別すべきである。ふりをすることは、結果として敵を殺傷し又は捕獲する裏切り行為である。誤用は、裏切り行為であり、結果として敵に何らかの他の利益を与えることになる。第１追加議定書第37条１項によれば、「武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく保護を受ける権利を有するか又は保護を与える義務があると敵が信ずるように敵の信頼を誘う行為であって敵の信頼を裏切る意図を持って行われるもの」を介しての殺傷又は捕獲は、背信的であり、それ故、禁止される行為である。文民の地位を装うこと又は

他の行為が敵戦闘員の殺害での近因である場合にしか、その行為は背信的ではない。それは、第１追加議定書での重大な違反行為とされず、その禁止は、国際武力紛争においてしか適用されない。

２．他の禁止行為として、次のものが含まれる。

ａ．退却又は増援の時間稼ぎをするための軍使旗の使用（ハーグ規則第23条 f）

ｂ．負傷又は疾病による無能力を装うこと（敵に対する有害な行為、第１追加議定書第37条１項 b）

ｃ．休戦旗を掲げて交渉の意図を装うこと（第１追加議定書第37条１項 a）

ｄ．強化又は再確認するために意図された赤十字、赤新月及び文化財のシンボルの誤用（ハーグ規則第23条 f）。傷病兵保護条約は、軍の傷病兵、軍の衛生要員（宗教要員を含む）、病院、衛生車輌、及び、ある場合には、衛生航空機が尊重され、意図的な攻撃から保護されることを要求している。これら保護される要員又は物が、戦闘行為にかかわるように使用された場合、保護は喪失する可能性がある。

Ｄ．間諜（Espionage）

（FM27-10, para. 75 ; 第１追加議定書第46条）。それは、自国側に伝達するための情報を収集するために隠密に（又は虚偽の口実で）行動することである。制服を着用しての諜報活動は、間諜ではない。間諜は、戦争法の違反行為ではない。しかしながら、間諜行為についての保護は、ジュネーヴ諸条約の下ではまったく存在しない。スパイは、捕獲された場合、捕獲国の法律の下で裁判される。例えば、統一軍事法典（UCMJ）第106条。スパイは、友軍ラインに到達すれば、過去の間諜活動の責任から免除される。それ故、「スパイ」容疑は、合法的な戦闘員として後に捕獲された場合には、過去の間諜について裁判されない。

E．復仇（reprisals）

復仇とは、将来戦争法を遵守させるという唯一の目的のために、一方の交戦者が戦争法に違反して犯した戦争行為に対して、他方の交戦者が敵の要員又は財産に対して行った他の方法では不法となる行為である（FM27-10, para. 497）。個別の米軍兵士及び部隊は、復仇を執行する権限を有していない。その権限は、国家レベルで保持されている。

F．戦利品（war trophies）/ 記念品（souvenirs）

戦争法は、敵軍財産の没収を認めている。敵軍財産から取得した戦利品又は記念品は、戦争法上合法である。個別の兵士が個人的に戦利品を保持することは、米国の国内法で制限されている。没収された敵軍財産は、米国の財産である。その財産が戦利品となり、個別の兵士が合法的に記念品として保持できるのは、上級当局が許可した場合だけである。略奪（pillage）、すなわち、個人的な利益若しくは使用のために私人又は個人の財産を権限なく取得することは、明確に禁止されている（ハーグ規則第47条、傷病兵保護条約第15条、海上傷病難船者保護条約第18条、文民条約第33条）。

1．戦利品政策　1994年の国防権限法第1171節は、戦利品に関する米国の政策を述べている。本質的に、当該法は、第2579節を追加することでタイトル10を修正している。10 U.S.C. § 2579は、捕獲されたか又は放棄されたと思われる敵の物資すべてが「適切な」人物に返還されることを要求している。実施指令や軍規を公表させるよう命ずる当該法律は、軍隊構成員が敵の物を記念品として要望するかもしれないことを予期している。その要望は、申し込み次第、「軍の慣習、伝統および規則と一致して」行動する将校によって審査される。当該法律は、それが使用不可能とされ、国防総省および酒類・煙草・火器局（BATF）[3]の合同で承認された場合には、記念品として捕獲した兵器の保持を認めている。実施指令は公表されていない。

2．米中央司令部（USCENTCOM）一般命令第１号は、おそらく戦利

品命令の古典的な事例である。これら規則、政策及び関連する統一軍事法典の規定は、米軍に対して戦闘前に周知させなければならない。戦利品規則は、初期に、そして頻繁に、強調されなければならない。というのも、規則を知る者でさえ、他の者が戦利品を取得するのを見た場合に、規則を無視する誘惑にそそのかされるかもしれないからである。

a．2004年２月11日に、国防副長官覚書は、「イラクの自由作戦」における戦争記念品の収集に関する暫定指針を確立し、最新の国防総省指令が履行されるまで効力を有する。この覚書は、以下のように規定する。

（1）戦争記念品は、米国の戦争法義務に従って取得され保持された場合にのみ、この暫定指針によって許可される。戦争法の違反行為は、防止されるべきであり、もし米国の要員によって犯されたならば、迅速に報告し、徹底的に捜査し、適切な場合には、矯正的な行動によって救済されるべきである。

（2）この政策に従い、「イラクの自由作戦」でのイラク作戦域で勤務するすべての米国の軍事要員及び文民は、米中央司令部司令官（CDRUSCENTCOM）が指名した官吏にすべての捕獲物、放棄されたと思われる物その他の方法で取得した物資を引き渡さなければならないし、暫定指針に従う場合を除いて、イラク作戦域から捕獲された物、放棄されたと思われる物その他の方法で取得された物を記念品として入手することができない。

（3）イラク作戦域で取得した物を戦争記念品として保持したい個人は、それを米中央司令部司令官の指名した人物に引き渡した時に、その返還を要望しなければならない。そのような要望は、書面により、物を特定し、その取得方法を説明しなければならない。

（4）戦争記念品　指針は、「戦争記念品」を「イラクの自由作戦」中にイラクの作戦領域で取得され、この覚書に従って個人が保持することが許可された戦争物資（いわゆる軍装備）として利用された敵の公的又は私的財産として定義している。戦争記念品は、以下の品目に限定される。（1）ヘルメット及びヘッドカバー、（2）制服及び記章や飾り布（認

識票）のような制服小物、(3) 水筒、磁石式方位指示器（コンパス)、リュックサック、弾丸入れ（ポーチ)、チョッキ式装着型背嚢（はいのう）、(4) 旗（10USC 4714 and 7216によって別段禁止されていないもの)、(5) 下記(6) で兵器類として定義される物以外のナイフ又は銃剣、(6) 軍事訓練教範、教本、冊子、(7) ポスター、プラカード、写真、(8) 前政権の通貨、又は (9) 明らかに安全又は健康に危害を及ぼさないし、他の方法で法や規則によって禁止されていない他の類似物。この暫定指針の下では、戦争記念品としては、兵器類は含まれない。

(5) 取得　戦争記念品は、それが捕獲され、放棄されたと思われ、又は他の合法な手段で獲得された場合、取得される。この暫定指針の目的にとって「放棄された」とは、敵によって置き去りにされた財産を意味する。

(6) 兵器類　この指針にとって、兵器類は兵器を含むが、しかし、それに限定されない。以下のものも含まれる。兵器システム、火器、弾薬、薬莢（真ちゅう)、如何なる型の爆薬、飛び出しナイフ、刃がグリップから閉まるナイフを含み、自動的に刃が開くナイフで（a）ボタン若しくはレバーの押し型、又は刃がロックできる引き金の開放型（スプリング・ナイフ)、（b）自重又はスウィング動作による自動ロック型（グラビティ・ナイフ)、又は（c）作戦によって、グラビティ式装置若しくはスプリング式装置だけか又はその組合せでの作動するロック可能型、棍棒型携行兵器（例えば、ブラックジャック＝小型の棍棒、ブラス・ナックル＝握りこぶしにはめる帯状金属、ヌンチャク)、以下のような刀身で（a）特に、折りたたみ型、はめ込み型又は短縮型装置の物、（b）狩猟用又はスポーツ用に要求される通常の範囲を超えて抜き身状態の物、又は（c）他の工夫が隠された物（例えば、歩行用ステッキ、傘、管)。この定義は、ある品目が全体としてか又は部分的にか、軍用化されているか又は非軍用化されているか、単独で成立するか又は他の品目（例えば、額若しくはフレーム）に組み込まれているか否かに関わらず、適用される。

（7）禁止品目　この暫定指針の目的のために、禁止される物として、限定されるわけではないが、手紙、家族写真、身分証明書及び「認識票（dog tag）」を含む敵の戦闘員又は文民に属する兵器類及び個人的所持品が含まれる。

３．明確で実行可能な戦利品政策の中心課題は、展開前にそれを公表することであり、すべての演習や計画の中にそれを組み込み、それで訓練することである。戦利品政策を起案する際に、「６つのC」を考慮せよ。

ａ．常識（common sense）　政策は道理にかなうのか？

ｂ．明確性（clarity）　それが最低レベルでも理解可能か？

ｃ．指揮情報（CI）　その指図が利用可能なすべての指揮情報手段を通じて浸透しているか？（部隊告示板での掲示、厚生施設での掲示、駐屯地新聞への掲載、無線による公共情報提供（PSA）(4) での放送など）

ｄ．一貫性（consistency）　我々は、政策をすべての指揮階層を越えて適用しているのか？（軍団全体に公表された政策は、下部の師団内での多様な政策よりも優越的であり、統合軍により公表されその構成員全員に適用される政策の方が、なお優越的である。）

ｅ．税関（customs）　税関検査、配置転換前に「優遇」検査及び恩赦手続きを準備せよ。

ｆ．注意（caution）　戦利品政策の主要目的の一つである、兵士が自らを危険に晒すことを制限するということを想起せよ（パナマ及び1991年のペルシャ湾岸戦争の両方において、兵士が記念品を探していた時に遭遇した弾薬の爆発で死亡又は重傷を負った）。許可のない「掩蔽壕入り」、「記念品狩り」、「敵の車輌や装備への乗り込み」の禁止を考慮せよ。不発弾又はブービートラップが問題となっている領域での良き格言は、「もし貴方がそれを落とさなかったとしても、それを拾い上げるな。」

Ｇ．交戦規則（Rules of Engagement）

それは、権限ある上級当局により発せられる指令で、米軍が他の軍隊と交戦を開始し、そして/又は継続するという状況及び限界を叙述するもの

と定義される。交戦規則（ROE）は、戦争法、国家政策、世論及び軍事作戦上の制約を考慮して起草される。交戦規則は、しばしば戦争法が認めているもの以上に、より制限的である。

訳者注

（３）Bureau of Alcohol, Tabacco and Firearms（酒類・煙草・火器局）と記述されているが、正式には、Bureau of Alcohol, Tabacco, Firearms and Explosives（酒類・煙草・火器・爆発物局）である。それは、以前、米国財務省の１部局であったが、現在は、司法省の１部局となっている。

（４）PSA（public service announcement）として、例えば、在日米軍向けに米軍放送AFN（American Forces Network、旧称極東放送FEN＝Far East Network）がある。

XII.　保護される要員

A．戦闘外の者

「戦闘外に置かれた」敵の要員を攻撃することは、禁止する。

B．捕虜

（捕虜条約第４条、ハーグ規則第23条ｃ，ｄ）。

１．降参の意図を通報する手段によって投降することができる。どうすれば投降となるかについての明確な規則はない。しかしながら、抵抗の終了及び捕獲者の裁量に身を任せた場合に、投降が成立するとほとんどの者が合意している。投降の意図を通報する責任は、投降する個人又は部隊にある。捕獲者は、復仇することなく、投降する者を尊重（攻撃しない）し、そして保護（看護）しなければならない。軍隊に随伴して捕獲された文民も、捕虜の地位を享受する（捕虜条約第４条A4項)。

２．身元確認と地位　初期の戦闘場面では、結果として幅広い隊列の個人が捕獲されるであろう(５)。米国は、諸条約共通第２条に規定された「国際武力紛争」という用語に対して幅広い解釈を適用している。更に、国防総省指令5100.77「国防総省戦争法計画」において、紛争がどのように特徴付けられても、米軍は戦争法を遵守すると規定されている。それ故、法務官は、紛争の性格に関わらず、すべての敵要員が、少なくともその地位が

決定されるまで捕虜条約の保護を最初に付与されるべきであることを、指揮官に助言すべきである。その点に関して、「取扱い」は記述的であるが、「地位」は法律用語であることを想起せよ。兵士に対する指針を起草し又は再検討する場合に、指針が地位ではなく、取扱いを指令するように確保せよ。例えば、戦術標準作戦手続き（TACSOP）は、米軍の権力内に落ちた者は、「捕虜としての取扱い」を受けると述べるべきであって、当該要員が「捕虜の地位を有する」と述べるべきではない。捕獲された敵要員が継続して捕虜の地位を保証されるか否かについて疑いが存する場合には、第５条（捕虜条約）の裁判所が開廷されなければならない。法務官は当該裁判所の準備をすることが重要である。ヴェトナム紛争中、戦域指令は、第５条裁判所の行為に関する手続きを確立した。戦闘指揮官又は陸軍構成部隊指揮官は、適切な場合に、同等の指令を発出することができる。(6)

３．取扱い　すべての捕虜に適切な食糧、施設及び医療援助を提供する法的義務がある。この義務は、迅速移動の戦術的な状況において深刻な兵站問題を提起する。だから、法務官は、作戦上の資産に対する最小限の負担を課しながら、この義務を満たす方法を承知していなければならない。(7)捕虜は、心理的及び精神的な障害から保護されなければならない。彼らは、状況が許す限り、戦闘地帯から移送されなければならない。妥当な安全保障上の理由に従うことを条件に、捕虜は個人的財産、防護用具、貴重品および金銭の所持を許可されなければならない。これらの品目は、捕虜条約によって要求されるように、適切に受け取られて記録されなければ、取り上げてはならない。如何なる場合においても、捕虜の階級章、勲章、個人的動産（兵器若しくは逃亡を助長する可能性のある他の兵器を除く）又は身分証明書を取り上げることはできない。これらの保護は、尋問を含めて、捕獲の全段階を通じて継続する。

Ｃ．被抑留者（detainees）

特に戦争以外の軍事作戦（MOOTW　例えば、上述したように、ソマリア、ハイチ、ボスニア）では、米軍に対して敵対行為又は深刻な犯罪行為

を行い、捕獲された者は、捕虜条約に規定されたような捕虜の保護を受ける権利が与えられないだろう。というのも、戦争以外の軍事作戦は、米国が当事者となる国際武力紛争（捕虜条約第２条）に関与しないからである。これらの者は、捕虜（PW）の代わりに「被抑留者」と称される。それでもなお、捕虜条約は、被抑留者の保護及び看護について有益な型版を提供している。

D．戦場及び海上での傷病者

（傷病兵保護条約第12条、海上傷病難船者保護条約第12条）。

１．第１及び第２ジュネーヴ条約は、軍の難船者を含めて、軍の傷病兵の保護を取り扱う。

ａ．敵の手にあるすべての軍の傷病兵は、尊重し、かつ保護しなければならない（傷病兵保護条約第13条、海上傷病難船者保護条約第12条参照)。「各交戦者は、倒れた敵国人を自国軍隊の傷者と同様に看護しなければならない」(Pictet's *Commentary on GWS*, p. 137)。治療の順序は、緊急の医療上の理由によってのみ決定される（傷病兵保護条約第12条)。ジェンダー、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準によって、治療における如何なる差別もしてはならない（傷病兵保護条約第12条)。

ｂ．傷病者を敵側に遺棄することを余儀なくされた場合、指揮官は「軍事上の事情が許す限り」、それらの者の看護を援助するためにその衛生要員及び衛生材料を残さなければならない（傷病兵保護条約第12条)。常に、特に交戦の後に、当事者は、事情が許す限り、傷病者を捜索する義務がある（傷病兵保護条約第15条)。

ｃ．医療の職務に「もっぱら従事する」常勤の衛生要員、宗教要員（傷病兵保護条約第24条)、各国赤十字社及び他の承認された救済機関の職員（傷病兵保護条約第26条）は、意図的に攻撃されてはならない。彼らは、捕獲された場合、捕虜ではなく「抑留された者（retained personnel)」である。しかしながら、最低限、彼らは捕虜の保護を受ける。彼らは、医療上又は宗教上の職務しか行うことができない。彼らは、捕虜の健

康上及び精神上の要求を処理するのに必要とされる限り、抑留される。彼らは、必要とされなければ、送還される（傷病兵保護条約第28条）。中立国の援助団体の要員は、抑留できないし、可能な限り迅速に送還されなければならない。

d．衛生部隊及び衛生施設は、意図的に攻撃されない（傷病兵保護条約第19条）。しかしながら、軍事目標付近に位置する衛生施設への付随的損害は、戦争法の違反行為ではない。衛生部隊及び衛生施設は、「敵に対する有害行為」を行い、合理的な時間が経過しても、有害行為をやめるようにとの警告が無視された場合には、その保護を喪失する。衛生部隊又は衛生施設から発砲があれば、警告の要件は必要ない。例えば、グレナダでのリッチモンド・ヒルズ病院（傷病兵保護条約第21条、Pictet's *Commentary on GWS*, pp. 200-201）。

e．負傷又は疾病で倒れた兵士及び戦闘を停止した兵士は、尊重され保護される。

f．文民の衛生看護は、なお文民当局の主要な責任のままである。文民が軍の衛生施設に収容されたならば、医療上の優先順位だけを基礎にして看護が提供されなければならない（傷病兵保護条約第12条）。

g．海上で難船した軍隊構成員は、尊重され保護されなければならない（海上傷病難船者保護条約第12条、NWP1-14M, para. 11.6）。難船者には、航空機、遭難した船舶から放り出された乗客/乗員、難破者が含まれる。

2．落下傘降下者（parachutists）及び落下傘兵（paratroopers）（FM27-10, para. 30）。降下する落下傘兵は、軍事任務を遂行中であると推定され、それ故、攻撃対象とされる。落下傘降下者は、機能麻痺となった航空機の乗員である。彼らは、戦闘外に置かれた者と推定され、彼らが敵対任務に従事するか、又は降下中に捕獲に抵抗するか若しくは回避するための措置を取っていることが明白でない限り、攻撃の対象とすることができない。落下傘降下者は、「攻撃の対象とされる前に投降の機会を与えられる」（第1追加議定書第42条）。

E．文民

1．一般規則　文民及び文民の財産は、直接的（意図的）な攻撃の対象とはならない。文民は、敵軍隊の構成員ではなく、敵対行為に直接参加しない者である。文民は、彼又は彼女が敵対行為に直接参加しない限り、そしてその時には直接的な攻撃から保護される（第１追加議定書第50条及び第51条)。「敵対行為に直接参加」という語句は、定義されていない。

2．無差別な攻撃　第１追加議定書は、「無差別な」攻撃から文民たる住民の保護を規定している。無差別な攻撃には、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、民用物の損傷が過度である場合のものが含まれる（第１追加議定書第51条５項)。

3．文民の医療要員及び宗教要員　文民の医療要員及び宗教要員は、尊重され保護される（第１追加議定書第15条)。彼らは、保護される地位と両立しない行為に従事しない限り、医療要員の保護と識別に関するジュネーヴ諸条約および議定書の利益を享受する。

4．文化財の保護に携わる要員　1954年のハーグ文化財条約第15条は、文化財の保護に携わる要員を尊重する（直接的に攻撃しない）義務を確立した。当該条約に附属する規則は、文化財保護者としての特殊な地位及び彼らの識別を規定している。これら個々人は、おそらく文民であろうから、文民たる地位ということで、意図的な攻撃からの保護を受ける権利がある。

5．報道関係者　彼らは、その地位と両立しない行動を一切とらないとの条件で、「文民」として保護される。(第１追加議定書第79条。この規定は、慣習法の地位を得ているとは言えないけれども、米国が歴史的に支持している規定である。）戦場で軍隊に随伴している際に捕獲された場合、報道関係者は捕虜としての地位を得る権利がある（捕虜条約第４条Ａ４項)。

本文注

（5）例えば、グレナダでの戦闘2日間で、陸軍は約450名のキューバ人及び500名の敵対するグレナダ人を捕獲した。パナマでは、陸軍が区分すべき文民及びパナマ防衛軍/警察軍双方の多数の被抑留者が出た。湾岸戦争で、ほとんど圧倒的多数のイラク軍による投降は、よく公表されている。

（6）グレナダ又はパナマにおいて、捕獲されたすべての敵要員が可能な限り速やかに送還されたので、第5条の裁判所は、全く開かれなかった。湾岸戦争では、「砂漠の嵐作戦」は、実際には、流民化した文民であったが、敵捕虜と思われる多数の者を捕らえた。後の尋問で、彼らが連合軍に対して全く敵対行動を取っていないことが判明した。幾つかの事例では、連合軍に食糧と水を受けるために投降した者もいた。被抑留者の地位を検証するために、裁判が行われた。彼らは、敵対行為に参加していない文民であるとの決定を受けて、抑留収容所に移送された。裁判が法律事項として必要だったか否かは、議論に任せる。文民は「交戦行為を行って」いなかったし、その地位も「疑わしく」なかった。

（7）以下の事例は、例示的なものである。米軍は、グレナダに上陸した際に、我々の統制下に入る多数の捕虜及び被抑留者に提供する必要な食糧を保持していなかった。従って、我々は、彼らに提供するために捕獲した食糧を使用した。パナマにおいても類似の事態が発生した。このように、米国は、捕獲した食糧を使用することで、捕虜条約上の義務を満たし、地上指揮官は貴重な資産を維持することができた。当初、グレナダ、パナマ及び湾岸における捕虜の施設は、それぞれかなり不適切であった。施設は、破損した建物からなり、下水施設や電気もなく、（砂漠では）存在もしなかった。地上指揮官は、極めて必要とされた戦闘要員を捕虜収容所の建設のために使うことができなかった（捕虜を取り扱うのに必要な要員が、当初間に合わなかった）。戦争法は、捕虜収容所を建設するために自己の資産を使うように戦闘員に要求していないので、米国は、適切な収容所を建設するために捕獲した財産及び捕虜を活用した。（実際、グレナダでは、捕虜はキューバ人の建設労働者であった。）医療用資産も、戦闘中需要が高く、供給不足になる傾向にある。しかしながら、戦争法は、捕虜に対して必要な医療支援を故意に拒否することを禁止しており、処置の優先順位は、医療上の理由に基づいていなければならない。捕獲側は、敵の負傷者に適切な医療上の看護を確保する義務を有するけれども、捕虜条約は、敵の負傷者を処置するために「被抑留者」の利用を奨励している。米国は、この条項を上手に活用している。これらの事例が示すように、法務官は戦争法に精通し、現実的な方法で戦争法を適用しなければならない。そうすることで、法務官は、指揮官が、任務を妨害することなく、法的な要求事項を遵守することを可能にしている。

XIII. 軍事占領

A．軍事占領の性質

地域は、実際に敵対する軍隊の権力下に置かれた時に、占領されたとみなされる。占領は、当該権力が樹立され実効的に行使される地域にしか及ばない（ハーグ規則第42条）。このように、占領とは、侵攻された政府が公的権力を行使できないようにする侵攻国の能力に基づく事実問題である。簡単に言えば、占領は事実的でかつ実効的でなければならない（FM27-10, para. 352）。しかしながら、軍事占領（交戦占領 belligerent occupation とも称される）は、征服ではない。それは、占領軍への主権の移譲を含まない。事実、交戦当事者である占領国が、敵対行為がなお進行中であるとしても、占領地域を併合し、そこに新国家を創設することは不法である（文民条約第47条参照）。占領地域の住民を強制して敵対する占領国への忠誠を誓わせることも、禁止されている（ハーグ規則第45条）。占領は、このように本質上暫定的であり、占領国が引上げれば、終了する。

B．占領地域の行政

占領地域は、正当政府がその職務を実施できないこと又はそうすることを認めることが望ましくないことから、軍事政府によって統治される。従って、占領国は、「絶対的ナ支障ナキ限」、被占領国の法律を尊重しつつ、公共の秩序及び安全を回復し維持する法的義務を負う（ハーグ規則第43条）。占領国は、地方当局が、占領者の最高権力に従うことを条件に、通常の統治機能の幾つか又はすべてを行使することを認めることができる。占領者の権力の源は、武力による統治の賦課であり、その行動の合法性は戦争法によって決定される。

1．公共の秩序及び安全を回復するのに、占領者は、占領軍の安全を麻痺させ、又は文民条約の適用を妨げるのでなければ、被占領国の民事法及び刑事法を継続して有効とすることが求められる（文民条約第64条参照）。しかしながら、占領国の軍事要員及び文民要員は、地方の法執行管轄権からなお免除されたままである。

2．文民条約第47条から第63条は、占領地域における文民たる住民にとって重大で基本的な保護及び利益を確立している。家族の名誉、生命及び財産並びに宗教の信仰は、尊重されなければならない。被保護者を占領地域から占領国又は第三国に個人的に又は集団的に強制追放することは、禁止されている（文民条約第49条）。占領国は、住民に適切な食糧、医療品、治療用具、衛生学上及び公衆衛生上の措置が提供されることを確保する義務がある（文民条約第55条）。加えて、児童は、特に教育、食糧、医療看護及び戦争の影響からの保護に関して、特別な保護及び監護を受ける（文民条約第50条）。

3．占領国は、「戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合」（ハーグ規則第23条）又は「軍事行動によって絶対的に必要とされる場合」（文民条約第53条）を除く外、敵財産を破壊又は押収することが禁止されている。略奪、すなわち個人の取得又は使用のために私的若しくは個人的な財産を権限なく奪取することは、明確に禁止されている（ハーグ規則第47条、傷病兵保護条約第15条、海上傷病難船者保護条約第18条、文民条約第33条）。しかしながら、占領国は、占領軍の需要を支えるために、「地方ノ資力ニ相応シ、且人民ヲシテ其ノ本国ニ対スル作戦動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタル」物品及び役務を地域住民から徴発することができる。占領国は、当該徴発について可能な限り即金で支払い、又は領収書を発行し支払いを履行する義務がある（ハーグ規則第52条）。

4．占領国は、被保護者を自国軍隊に勤務することを強制してはならないし、労働を強制してはならない。もっとも、被保護者が18歳を超えている場合であって、(1) 占領軍の需要、(2) 公益事業、(3) 被占領国の住民の給食、住居、被服、輸送若しくは健康のために必要な労働にしか従事しない場合を除く。賃金、労働時間並びに業務上の災害及び疾病に対する補償のような事項に関する被占領国の労働法は、占領者が労働を割当てた被保護者にもなお、適用される（文民条約第51条）。

5．占領国は、住民を母国に対する軍事活動に強制して参加させることが禁止されているし、このことによって、占領軍の軍事活動を直接的に奨

励する労働に役務を要求することが排除される（文民条約第51条参照）。しかしながら、住民が自発的に当該活動に雇用されることは可能である。

C．占領軍の安全：刑事法と刑事手続き

1．占領者は、占領軍の安全、法と秩序の維持及び地方の適切な行政に必要な住民の服従を要求し、そして強制する権限がある。住民は、平和裏に行動し、敵対行為に参加しないよう義務付けられる。

2．占領者は、絶対的な安全要求事項として必要とみなせば、被保護者に特定住居又は収容所を指定することができる（文民条約第78条）。占領国もまた、刑事法を制定することができるが、それらは住民の言語で公布され、他の方法によって住民に周知されるまで、効力を生じない。刑罰規定は、遡及しないものとする（文民条約第65条）。

3．占領国の裁判所は、正規の裁判が終了するまで刑事法違反の判決を言い渡すことができない。被告人は、自己に対する公訴事実を自己の言語で書かれた書面で通知されなければならないし、裁判で弁護人の援助を受ける権利、証拠を提出し証人を喚問する権利及び通訳人の援助を受ける権利がある。占領国は、占領地域で制定したすべての刑事手続きを利益保護国に通知しなければならない。判決は、行われた犯罪行為に釣り合っているものでなければならない。被告人は、有罪犯罪を受けた場合、裁判所の手続き規定の下で不服申立ての権利を有するか、又は不服申立てが一切規定されていなければ、占領国の権限ある当局に自己の有罪判決について請願する権利を有する（文民条約第72条、第73条）。

4．文民条約の規定では、占領国は、間諜として行った行為、占領国に向けられた重大な怠業（サボタージュ）又は一人若しくは二人以上の者を死に至らしめた故意による犯罪行為のために有罪とされた場合のみ、被保護者に死刑を科すことができる（文民条約第68条）。しかしながら、米国は、その犯罪行為が以前に被占領国の法の下で主要な犯罪行為であったか否かに関わらず、結果的に殺人罪となる犯罪行為について死刑を科す権利を留保している。いずれにせよ、占領国は、犯罪行為時に18歳未満で

あった被保護者に死刑を科すことができない（文民条約第68条）。

5．占領国は、死刑又は二年以上の拘禁の判決を利益保護国に迅速に通知しなければならないし、如何なる死刑の判決も当該通知後に少なくとも6箇月過ぎるまで執行できない（文民条約第74条、第75条）。

6．占領国は個人の犯罪行為のために住民に集団処罰を科すことが禁止されている。すなわち、「人民ニ対シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。」（ハーグ規則第50条、文民条約第33条）。

7．米国軍が占領する領域では、米軍構成員以外の個人に対する軍事管轄権は、軍事政権の裁判所によって執行される。時として他の名称で呼ばれるけれども、軍事裁判所は、実際には、軍事委員会（military commissions）である。それらは、占領地域において占領地域を統括し、従って、地域を基礎にその管轄権を行使している。

XIV. 中立

A．武力紛争当事国でない国家の側での中立は、紛争への参加をすべて差し控えること及び自国民及び交戦者による自国側での若干の行為を防止し、黙認し、規律することからなる。それに対応して、交戦者は、中立国の領土及び権利を尊重する義務がある。主たる出典は、1907年10月18日の陸戦の場合における中立国及び中立人の権利義務に関するハーグ第5条約である。伝統的中立が国際連合憲章によってどの程度修正されたかは、明らかではない。歴史的には、中立の権利は、次のものを含む。

1．中立国の領土は、不可侵とする（ハーグ第5条約第1条）。これは、軍隊又は戦争手段が中立国の領土、その領海又は当該領域の上空に許可なく侵入することを禁止する。従って、交戦者は、また、軍隊又は弾薬若しくは軍需品の輜重（しちょう）に中立国の領土を通過させることが特に禁止される（ハーグ第5条約第2条）。結果として、武力によってさえ自国の領土の侵害を防止する中立国の努力は、侵害した交戦者によって敵対行為と認められない（ハーグ第5条約第10条）。しかしながら、中立国が一方の交戦

者の軍隊によるその中立侵害を防止できないか、又は失敗した場合には、その交戦者の敵が中立領土内で当該軍隊を攻撃することは、正当化される。

2．交戦者は、また、中立領土に自国軍隊との通信のために無線電信局を設置すること及びその目的のために敵対行為発生前に事前に設置した設備を利用することが禁止されている（ハーグ第5条約第3条）。しかしながら、中立国は、交戦者に代わり伝言を移送するために自国の通信設備の利用を認めることができる。但し、その利用が紛争の片方の軍隊だけに支援しない限りにおいてである（ハーグ第5条約第9条）。

3．中立国は、自国領土又は空域を貫いて傷病者を輸送する輜重又は航空機の通過を許可する如何なる義務もないけれども、中立の地位を喪失することなく、そうすることができる。しかしながら、中立国は、輜重又は衛生航空機に関する必要な統制又は制限的措置を行使し、傷病者の看護に必要とされる人員及び物資以外輸送しないように確保し、交戦者に対して公平な待遇を付与しなければならない（ハーグ第5条約第14条、傷病兵保護条約第37条）。特に、傷病者又は捕虜が捕獲者によって中立国に移送されたならば、彼らは、更なる敵対行為に参加させないために、中立国によって抑留されなければならない（傷病兵保護条約第37条）。

4．中立国の国民も、中立人とみなされる（ハーグ第5条約第16条）。しかしながら、当該中立人は、紛争中に占領地域に居住している場合には、彼らは一般的に他の住民に付与される待遇と異なるものを要求する権利がない。彼らは、同様に敵対行為への参加を差し控える義務があり、占領国の規則を遵守しなければならない。更に、占領地域の当該中立住民は、被占領国の国民と同じ範囲内で刑事犯罪行為について占領国によって処罰を受ける（文民条約第4条）。

5．中立国の国民は、交戦者に対して敵対行為を行うか、又は交戦者の軍隊に入隊するような交戦者の利益となる行為を行った場合に、自己の中立の地位を喪失する。しかしながら、彼は、彼が中立を放棄した相手である交戦者によって、同一の行為を行った敵国国民よりも一層厳しい取扱い

を受けることはない（ハーグ第５条約第17条）。

６．米国は、米国中立への侵害に関する犯罪行為を定義し、刑罰を規定する連邦刑事法を制定することで、中立に関する上述の国際法規則を補完している。これら制定法の中には、米国が中立と宣言された戦争中にしか効力がないものもあれば、常に全面的に有効であるものもある。参照、18 U.S.C. 956-968 ; U.S.C. 441-457,461-465.

B．国際連合憲章の中立法への影響

１．国際の平和と安全に対する脅威又は破壊の場合に、国連安全保障理事会は、国連憲章第39条乃至第42条の下での行動を要請することができる。特に、安全保障理事会は勧告をし、武力に至らない措置の履行を要請し、国際の平和と安全を維持し又は回復するために強制行動を命令することができる。

２．国連加盟国である国にとって、憲章のこれらの規定は、履行されれば、特定の紛争において中立に留まる加盟国の権利を制限するかもしれない。例えば、加盟国は安全保障理事会によって、憲章第42条及び第43条に従って、侵略国に対する集団的軍事行動に参加するよう要請されたならば、加盟国は中立のままでいる権利を喪失する。しかしながら、加盟国は、安全保障理事会のマンデートに従って侵略者に対して敵対行動をした場合にしか、実際上中立の地位を喪失することはないであろう。

XV. 戦争法の遵守

A．利益保護国と赤十字国際委員会（ICRC）の役割

１．利益保護国制度　1949年ジュネーヴ諸条約共通第８条から第11条[8]は、「紛争当事国の利益の保護を任務とする利益保護国の協力により、及びその監視の下」での国際武力紛争時における諸条約の適用を規定している。利益保護国の外交制度は、戦争法とは無関係に、数世紀にわたり発展してきたものであり、中立の主権国家が、その指名する外交代表を通じて、第三国の領域内で第二国の利益を保護することを可能にしている。戦

時におけるそのような活動は、1929年のジュネーヴ捕虜条約において初めて公式の承認が与えられた。

a．そのような利益保護国の活動は、交戦当事国が外交関係を断絶している場合に価値を発揮することができる。特に、利益保護国は、捕虜及び文民被抑留者のように、第三国の領域内にいてその管理下にある第二国市民の人道的利益に留意する。

b．利益保護国の活動は、利益保護国として行動する限られた数の中立国が単に特定交戦国の代表としてだけでなく、世界共同体の人道的利益の代表としての役割を果たしたように、第二次世界大戦中にその絶頂に達した。その時以降、利益保護国の役割は、傷病兵保護条約・傷病難船者保護条約・捕虜条約第10条及び文民条約第11条に認められているように、赤十字国際委員会によって履行されている。

B．赤十字国際委員会の貢献及び役割

1863年に創設された赤十字国際委員会は、スイス法人で民間の非政府団体（NGO）であり、戦争犠牲者の保護に関する戦争法の発展及び履行における種子のような役割を果たしている。第二次世界大戦中は、赤十字国際委員会は、利益保護国の努力を補完し、捕虜のために驚異的な努力を行った。これらの努力には、中央捕虜機関（Central Prisoner of War Agency）を設立し、4000万枚の索引カードを作り、捕虜収容所を11,000回訪問し、45万トンの救済品を配布したことが含まれる。

1．公平な人道機関としての赤十字国際委員会の役割は、ジュネーヴ諸条約共通第９条から第11条[(9)]、傷病兵保護条約第125条、文民条約第63条に公式に承認されている。第二次世界大戦以降、利益保護国制度は、広く活用されなくなり、赤十字国際委員会が、紛争当事国の同意を得て、国際武力紛争での利益保護国政府の代理人として違反行為に介入している。

2．非国際紛争に関して、ジュネーヴ諸条約共通第３条は、赤十字国際委員会その他の人道的団体が紛争当事国にその業務を提供することを認めている。

3．米軍と赤十字国際委員会との関係

ａ．赤十字国際委員会は、根本的な安全保障上の要求、任務上の要求その他正当で現実的な制限に服することを条件に、捕虜を訪問し、彼らに一定の型の救済を提供することを認められなければならない。典型的には、米国は、状況が許す限り速やかに捕虜、文民の被収容者又は被抑留者を観察するよう赤十字国際委員会を招聘するだろう。赤十字国際委員会の支援のためにそれを招聘することは、戦闘指揮官ではなく、米国政府（国防総省と調整して、国務省）が行う。

ｂ．法務官は、専門職的な資格があり、戦争法の特殊訓練を受けていることから、赤十字国際委員会の付添い及び連絡（リエゾン）将校として勤務すべきである[(10)]。この役割は、教義上のものであり、『FM71-100-2　歩兵師団作戦の戦術、技術及び手続き』第６－８頁に記述されている。法務官は、多数の戦争法事項が指揮官にとって問題となる以前に、それらを迅速に識別し、解決することができる。指揮官の決定が必要とされる当該戦争法事項について、法務官は、指揮官に助言を提供し、時宜を得て返答を得るのに最も相応しい。これらの同一スキルは、赤十字国際委員会のオブザーバーに応対する上でも基本である。法務官は、戦争法に関する赤十字国際委員会との討議において、指揮官の熟練した代言者として最も適切に役立つことができる。

ｃ．指揮官も法務官も双方とも、公平な人道団体としての赤十字国際委員会が、戦争法の侵害を熱心に監視し報告するけれども、政治的な敵対者ではないことを認識すべきである[(11)]。むしろ、赤十字国際委員会は、様々な方法で支援を提供することができる。最近の紛争では、赤十字国際委員会は、死亡した敵戦闘員の遺体の移送並びに捕虜及び文民被抑留者の本国送還に関する協定の締結を支援した。法務官は、赤十字国際委員会の代表との密接な作業関係を維持することによって、二重の利益を受ける。彼は、司令部に問題を提起する前に戦争法事項を認識する上で支援を受け、他の戦争法事項を解決するために活用されるかもしれない追加的な法的出典を知ることができる。

d．赤十字国際委員会は、また戦争以外の軍事作戦に深く関連している。そこでは、赤十字国際委員会が多数の他の機構・機関と共同して参加することがある。例えば、旧ユーゴスラヴィア、ソマリア及びルワンダでは、多くの国際機構が「人道的救済」活動に関与しているか又は関与した。最も意義深いものとして、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がある。この分野での民間のボランティア団体や非政府団体のリストは、広範である。約350の人道救済機関が米国国際開発機関（USAID）に登録されている。

本文注

（８）文民条約第９条から第12条。

（９）文民条約第10条から第12条。

（10）プルー（Prugh）総監（元法務総監）は、彼がヴェトナム輸送空軍の指揮官に対する法律顧問をしていた時には、赤十字国際委員会との「橋渡し役」を担った。プルー総監は、法務総監室がヴェトナム紛争の初期段階において、米国が第２条紛争ではなく、第３条紛争に関与していると結論付けた、と説明している。1965年６月に事態が一変して、65年８月までに第２条が今や適用されるとの公式声明が出された。まもなく、赤十字国際委員会の代表が到着し始め、法務官がその代表と会合し始めた。この役割は、継続してグレナダ、パナマ、ソマリア、ハイチ及び湾岸戦争において行われた。このリエゾンの役割の発展も、ハイチ、特に「共同抑留便宜作戦」において明白となった。

（11）赤十字国際委員会の中立原則を理解することが基本である。一方の国は、赤十字代表と敵との関係を害する危険を冒さないように、赤十字代表と一定の距離を置いて留まらなければならない。例えば、赤十字国際委員会の要員は、非公式に捕虜と会うだろう。

XVI. 戦争法違反の救済

A．米国の軍人及び文民の刑事管轄権

１．兵役の歴史的実行からすれば、米軍構成員が「戦争犯罪」とみなすことができる犯罪行為を行えば、統一軍事法典（UCMJ）の特定条項の下で告発される。

２．戦争法に違反して一般軍法会議による裁判（UCMJ 第18条）に服す

る他の者の場合、告訴は、特定のUCMJ条項よりもむしろ「戦争法の違反」となる。

3．1997年の戦争犯罪法（18 U.S.C. §2441）は、米国の国民又は米国軍隊構成員が被告人としてか又は犠牲者として関与する場合に、米国内又は米国外の者を戦争犯罪で訴追する管轄権を連邦裁判所に付与している。

4．「戦争犯罪」とは、戦争犯罪法において以下のように定義されている。（1）米国が締約国である1949年のジュネーヴ諸条約及び議定書で定義された重大な違反行為、（2）ハーグ第4条約付属書（ハーグ規則）第23，25，27，28条の違反行為、（3）1949年のジュネーヴ諸条約共通第3条及び米国が締約国で非国際武力紛争を取り扱う議定書の違反行為、（4）地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月に改正された議地書Ⅱ）の規定に違反した行為で、米国が当該議定書の締約国となり、その違反行為が故意に文民を殺害し、又は深刻な障害を引き起こす場合。

5．戦争法の適用に関する米国の政策は、国防総省指令2311.aaE（2005）で述べられている。「国防総省の政策は、……国防総省の構成員並びに軍隊に割当てられ、又は軍隊に随伴する米国の文民、契約者及び下請け契約者は、武力紛争がどのように特徴付けられようとも、すべての武力紛争中及びすべての他の軍事活動中は、戦争法に従うことを確保することである。」

B．上官責任（Command Responsibility）

1．指揮官は、3つの状況のうち一つでも適用される場合には、部下が犯した戦争犯罪について法的に責任を負う。

a．指揮官がその行為の遂行を命令した場合、

b．指揮官は、その行為の遂行前又は遂行中にそれを認識していたが、それを防止し又は中止するために何も行わなかった場合、

c．指揮官が、「自己の指揮下にある軍隊その他の要員が戦争犯罪を行おうとしているか又は行ってしまったということを自らが受ける報告書

又は他の手段によって」認識していたはずであったが、「戦争法の遵守を確保し又はその違反行為を処罰するために必要でかつ合理的な措置を取らなかった場合」（FM27-10, para. 501）。

2．法務官は、戦争犯罪の捜査及び訴追に関する指揮官の責任について指揮官に常に情報提供していなければならない。指揮官も、部下の犯した戦争犯罪に関する潜在的責任があることを承知していなければならない。統合参謀本部議長訓令（CJCSI）5810.01Aは、すべての作戦計画、概念計画、交戦規則、執行命令、展開命令、政策及び指令が「国内法及び国際法とともに」、訓令「国防総省戦争法計画」に従っていることを確保するために、法律顧問がそれらを再検討するように要求している。その統合参謀本部議長訓令は、更に「国防総省戦争法計画」の報告要件及び捜査要件をすべての適切な政策、指令並びに作戦・概念計画の中に統合するよう要求している。

3．捜査機関　指揮官が戦争法の違反容疑を捜査するのを支援するために、幾つかの機関が利用可能である。戦争犯罪の容疑者の捜査についての主要な責任は、米陸軍犯罪捜査司令部（U.S. Army Criminal Investigation Command）にあり、他の軍種には、犯罪捜査隊（Criminal Investigation Detachment, CID）司令部の同様の部署にある。小規模の犯罪については、陸軍規則（AR）15-6又は指揮官の査問手続きを使って、組織的な機関及び法的支援を受けて、捜査を行うことができる。（国防総省訓令5100.77に準拠して起草された指揮規則は、部隊捜査の方法及びレベルを規定すべきである。）犯罪捜査隊は、以下の二つの場合に、戦争犯罪容疑者に対して捜査管轄権を持つ。第1は、犯罪容疑が「陸軍規則195-2　刑事捜査活動」付属書Bに列挙された統一軍事法典の違反行為の一つである場合。第2は、陸軍省長官官房（HQDA、陸軍規則195-2, para. 3-3a（7））が捜査を命令した場合。

4．犯罪捜査隊及び組織的な機関の法的支援に加えて、指揮官は、米軍に対する敵による戦争犯罪の捜査を支援するために、予備役の法務総監軍務機構（JAGSO）班を利用することができる。法務総監軍務機構班は、戦

争法の違反行為の捜査及び報告、当該捜査の結果としての裁判の準備及びすべての作戦法規事項に関する法的助言の提供を含めて、国際法に関する法務官の職責を果たす。他の利用可能な捜査機関として、憲兵隊、防諜要員及び法務官が含まれる。

C．報告

「疑わしい場合には、報告せよ」 可能な限り最も迅速な手段によって、指揮経路を通じて、責任のある最高司令官（CINC）に「報告価値のある事件」を報告せよ。「報告価値のある事件」とは、戦争法の違反容疑である。報告要件は、「27シリーズ」規則又は作戦計画（OPLAN）又は作戦命令（OPORD）の法付属書だけでなく、部隊の戦術標準作戦手続き（TACSOP）又は戦場標準作戦手続き（FSOP）においても述べられるべきである。通常、統合刊行物 Joint Pub 1—03.6、統合命令系統（Joint Reporting Structure, JRS)、「事件報告書」に確立された「作戦詳報（Operational Report, OPREP)－３報告書」が必要となるだろう。戦争法の違反容疑は、米国要員若しくは敵国要員によるか又は米国要員若しくは敵国要員に対してかに関わらず、迅速に報告し、徹底的に捜査し、適切な場合には、矯正的行動によって救済される。

D．戦争犯罪の防止

指揮官は、その指揮下の構成員が戦争法に違反しないことを確保するための措置を取らなければならない。この目的を実行する二つの主要な方法とは、戦争犯罪の実行に至るかもしれない要素を認識し、隷下の指揮官及び部隊を戦争法の遵守に関する基準及び戦争法に違反する命令への適切な対応に慣らすことである。

１．歴史的に戦争犯罪の実行に至った要素を承知することで、指揮官は防止行動をとることができる。以下のものは、指揮官及び法務官が隷下部隊において監視すべき要素の幾つかのリストである。

ａ．高い友軍の損耗

ｂ．指揮系統における高い変更率

ｃ．敵の人間性抹殺（軽蔑的な名前又はあだ名）

ｄ．不十分な訓練又は経験不足の軍隊

ｅ．明確に定義された敵の欠如

ｆ．不明確な命令

ｇ．軍隊内での高レベルの欲求不満

２．明確で曖昧でない命令は、良きリーダーシップの責任である。曖昧な命令を受け、又は戦争法に明確に違反する命令を受けた兵士は、そのような命令に対する反応の仕方を理解しなければならない。従って、法務官は兵士がこの範囲内での訓令を受けることを確保しなければならない。不明確な命令を受けた軍隊は、その明確化を主張しなければならない。通常、不明確な指令を発する上官は、尋問された場合、戦争犯罪を行うことが自分の意図ではなかったことを明確にするだろう。上官が自分の違法な命令を遵守するように主張するならば、兵士は、その命令に従わないで、次の上級指揮官、憲兵隊、犯罪捜査隊、最も身近な法務官又は地方の監察官（Inspector General）に報告する断定的な法的義務を有する。

Ｅ．国際刑事裁判所

国際法が定義する犯罪としての戦争法の違反行為は、また例えば、第二次世界大戦後にドイツ人及び日本人の戦争犯罪人を訴追するために連合国が設立したニュールンベルグ、東京及びマニラでの裁判所のように、国際裁判所の下で訴追できる。国連体制も、また旧ユーゴスラヴィアで行われた戦争犯罪を裁判するために安全保障理事会が国際裁判所を設立したように、結果として国際社会による戦争犯罪に対する刑事管轄権を行使している。

附属Ａ　戦争法の分類大要

I. 法的枠組み

Ａ．慣習国際法、Ｂ．ハーグ諸条約、Ｃ．1949年のジュネーヴ諸条約、

D．1977年のジュネーヴ議定書Ⅰ・Ⅱ、E．諸条約、F．諸規則

II. 諸原則

A．軍事的必要性：戦争法によって禁止されず、軍事的利益のあるものを標的にすること。

軍事目標：軍事行動に効果的に貢献する人、場所又は物

B．人道性又は不必要な苦痛：不必要な苦痛や住民の巻き添えによる負傷及び財産の付随的損害を最小限にすること

C．比例性：攻撃に附随する人命の損失及び財産の損害は、得られると期待される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、過度になってはならない。

D．区別：戦闘員と非戦闘員、軍事目標と保護される住民/保護される地区を区別せよ。

III. 標的

A．人　1．戦闘員　a．合法的戦闘員：ジュネーヴ諸条約の基準

（1）正規軍は合法な戦闘員である。

（2）民兵隊及び組織的抵抗団体が合法な戦闘員となるためには、

（a）統治権力

（b）責任を負う指揮下にあること

（c）遠方より認識し得る特殊標章

（d）公然と武器携行

（e）戦争法の遵守

b．ジュネーヴ議定書Ⅰ第44条、攻撃時に公然と武器携行

c．不法戦闘員

2．文民

3．非戦闘員　a．戦闘外　(1) 捕虜、(2) 傷者、病者、難船者、(3) 空挺部隊とは異なる落

下傘降下者

b．衛生要員　(1) 軍の専属又は補助として、(2) 文民（第１追加議定書)、(3) 宗教要員、(4) 赤十字社及び承認された救済団体、(5) 中立国出身の救済団体、(6) 文民の衛生・宗教要員

c．文化財保護者

d．報道関係者

B．地区　1．防守地区、2.無防守地区、3.自然環境、4.保護地域（病院地帯、安全地帯、文化地区）

C．財産　1．軍事目標（軍の施設、建物、工場、輸送手段、通信手段）

2．保護される財産　a．文民の財産、b．衛生施設（固定式及び移動式の病院)、c．衛生輸送手段、d．文化財（芸術、科学、宗教、教育、歴史、慈善に供されるもの）

3．危険な威力を内蔵する工作物及び施設

4．文民の生存に不可欠な物

IV. 兵器

A．法的審査、B．小型武器の発射物、C．破片兵器、D．地雷及びブービートラップ、E．焼夷兵器、F．レーザー兵器、G．化学兵器及び暴動鎮圧剤、H．除草剤、I．生物兵器、J．核兵器

V. 戦術

A．心理作戦

B．奇計（欺瞞）

1．海軍戦術、2．陸戦（偽の軍隊、装備、基地）、3．敵財産の使用　a．制服、b．旗、c．装具

C．財産の使用（没収、押収、徴発、軍用賦課金）

D．背信行為（ふりをすること及び誤用）

1．傷病者、2．投降又は休戦、3．文民又は非戦闘員の地位、

4．国連及び中立国の標章、5．保護標章、6．遭難信号、

7．ブービートラップ

E．暗殺、F．諜報活動、G．復仇、H．交戦規則

VI. 戦争犯罪

A．戦争犯罪の定義、B．上官責任、C．捜査機関、D．報告書、

E．戦争犯罪の防止、F．戦争犯罪の訴追

VII.　武力紛争における他の法的事項

A．戦利品、B．赤十字国際委員会との相互作用

VIII.　結論

A．諸原則、B．標的、C．兵器、D．戦術

附属 B　部内広報（troop Information）

I.　戦争法を遵守する理由――たとえ敵が守らないとしても

A．遵守すれば、より迅速に紛争が終了する。敵の捕虜を虐待すれば、残存する敵兵士がより激しく戦闘し捕獲に抵抗することが助長される。「砂漠の嵐作戦」では、連合軍によるイラク人敵捕虜の好意的待遇は、戦争の早期終結に役立った。というのも、そのような待遇の報道により、他のイラク兵が大量に投降するように促されたからである。

B．遵守すれば、我々の軍事ミッションに対する世間の支持が高まる。戦争法の違反行為は、米兵が米国民からだけでなく、他の諸国民からも一

般的に受けている支持を深刻に下げることになる（例えば、ヴェトナムでの違法行為により、軍事ミッションに対する世間の支持が下がった）。

C．遵守すれば、敵兵士による相互的な行為が助長される。我が兵士が敵捕虜を虐待すれば、敵兵士も同じ方法で捕獲した米軍兵士を取り扱うよう促される。

D．遵守すれば、紛争の終結が促進されるだけでなく、戦闘における我が資源の浪費及び紛争終結後の復興経費が軽減される。

E．法は遵守を要求している。戦争法の大部分は、我が国内法の一部である条約から発生している。戦争法の違反は、幾つかの事例では、死刑となる重大な犯罪である。

II. 戦時における兵士の一般的責務

A．迅速かつ積極的にすべての合法的な命令を実行せよ。

B．命令が不法と思われる稀な場合には、直ちにそれを実行するな、しかし、それを無視もするな。代わりに、当該命令を即座に明確化せよ。

1．兵士は、戦時に個人的に行う不法な行為に対して刑事上責任ありと判示されることがある。戦争犯罪の訴追に関する「時効規定」がないので、兵士は紛争終了後何年も弁明する必要があるかもしれない。

2．兵士は不法な命令を実行したことで軍法会議にかけられた場合、当該兵士は、「命令に従っただけ」であると主張しても、通常弁明できない。この講義に出席し常識を活用する結果として、兵士は、不法な命令を認識し適切な行動を取ることができると期待されている。

C．以下のことを認識せよ。

1．兵士規則

2．禁止された標的、戦術及び技術（上記関連資料を参照せよ）

3．捕獲された兵士に関する規則

4．文民及び私人財産の保護のための規則（上記関連資料を参照せよ）

5．戦争法の違反行為を防止し、それを報告する義務

III. 兵士規則

A．敵戦闘員としか戦うな。

B．投降する敵を害するな。敵の武装を解除し、上官に引き渡せ。

C．敵捕虜を殺害し又は拷問するな。

D．友軍であれ敵軍であれ、負傷兵を収容し看護せよ。

E．衛生要員、衛生設備又は衛生施設を攻撃するな。

F．任務の必要以上に破壊するな。

G．すべての文民を人道的に取り扱え。

H．盗むな。私人の財産及び所持品を尊重せよ。

I．戦争法の違反行為を防止するために最善を尽くせ。すべての違反行為を上官に報告せよ。

IV. 捕獲された兵士に関する規則

A．敵兵士の投降についての取扱い

1．注意せよ。敵兵士が我が方に接近し投降するのを容認する場合に、部隊手続きに従え。

2．白旗を振り回すことが投降を意味しないかもしれない。それは、敵が我が方と安全に会談できるように短時間の停戦を望んでいることを単に意味するかもしれない。敵は降伏を打合せするためにそのような会談を求めたかもしれないが、しかし、他の理由（敵の指揮官からのメッセージを我が本部に知らせるため、又は戦場から負傷兵を移送する打合せをするため）で会談を求めたかもしれない。

3．敵兵士は、自ら望む場合、投降することが許されなければならない。投降を受け入れない命令は、不法である。

B．戦場で捕獲された兵士の取扱い

1．再び、敵捕虜の取り扱いについて確立された部隊手続きに従え（「5 Ss」[(12)] プロセスを想起せよ）。

2．兵士は敵兵士を人道的に取り扱う義務がある。敵捕虜の故意の殺害、拷問その他非人道的取扱いは、戦争法の極めて重大な侵害であり、

「重大な違反行為」である。他の戦争法の侵害は、「単なる違反行為」として言及される。

3．敵捕虜の解放又はどこか別の場所への移動の際にその個人的財産を保管する以外に、それを取ることも禁止されていることに注意せよ。

4．加えて、兵士は、その管理下にある敵捕虜を保護し、別な方法で看護する若干の断定的な義務を有する。これは、戦闘中しばしば困難なので、可能な限り速やかに敵捕虜を後方に移動させなければならない。

5．捕獲された若干の敵国要員は、技術的には敵捕虜ではなく、むしろ「被抑留者（retained personnel）」として言及される。当該被抑留者に、衛生要員及び宗教要員が含まれる。

C．捕獲された場合の諸君の権利と責務

1．全般　行動準則（Code of Conduct）、SERE（survival 生存、evasion 回避、resistance 抵抗、escape 離脱）などでの兵士の個別訓練で、追加的な情報が提供されていることに注意せよ。

2．捕虜（POW）としての権利　以前議論されたように、捕虜は捕獲者から一定の保護及びその他の看護を受ける権利がある。そのような看護には、食糧、住居、医療看護、郵便配達及び諸君が捕獲された時に所持していた個人的財産のほとんどの保持が含まれる。一般的に、捕虜は、当該権利を放棄できない。

3．捕虜としての責務(13)

a．捕虜は、合理的な収容所規則に従わなければならない。

b．情報提供　尋問されれば、兵士は4つの情報項目（氏名、階級、軍の番号及び生年月日）を提供しなければならない。当該情報は、捕獲国が国際法上の報告義務を満たすために必要であることを説明せよ。

c．労働　加えて、下士官兵の捕虜は、労働が敵の戦争努力を支援しない条件で、労働を強制され得る。また、捕虜は、労働に対する報酬を受ける権利がある。士官の捕虜は、自発的に労働することを申し出ることができるが、しかし、そうするように強制され得ない。

V. 戦争法の違反行為を防止し、それを報告する義務

A．防止　兵士は戦争法の違反行為の実施を回避するだけでなく、他者による戦争法の違反行為の防止にも努めなければならない。

B．報告義務　兵士は、戦争法の実際の違反行為又はその容疑を上官に迅速に報告しなければならない。もしそれが実行不可能であれば、兵士は他の適切な軍の将校（例えば、監察官、法務官又は宗教要員）に報告する。

訳者注

(12)「5 Ss」とは、Search（捜索する、武器及び情報を探す）、Silence（沈黙、敵捕虜が話し合わないように防止する）、Segregate（分離する、士官と下士官、上級下士官と下級下士官、男性と女性を分離する）、Safeguard（保護する、更なる危害から敵捕虜を保護する）、Speed（速度、上級本部への移送を調整する）を意味する。Cf. http://www.armystudyguide.com/content/powerpoint/EPW_Presentations/epw-handling-2.shtml

本文注

(13) 注目すべきことは、すべての研修生に自国軍隊の身分証明書を抜かせることである。身分証明書の表紙下部及び証明書の裏表紙に、ジュネーヴ捕虜条約のために適切な身分確認として役立つ証明書への言及があることに注意せよ。